

昭和 63 年度税制改正の要綱

〔昭和 63 年 1 月 12 日〕
閣 議 決 定

税制の抜本的改革との関連に留意しつつ、最近の社会経済情勢等に即応して、当面早急に実施すべき措置を講ずることとし、土地・住宅税制について見直しを行うとともに、石油税について増収措置を講ずる等次のとおり税制改正を行うものとする。

一 土 地 税 制

1 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の改正を行う。

(1) 税率の改正等

税率を次のように改正し、他の長期譲渡所得と分離して課税する。

	現 行	改正案
特別控除後の譲渡益 4,000 万円 以下の部分	20%	一律 20%
特別控除後の譲渡益 4,000 万円 超の部分	25%	

(2) 適用対象範囲の拡大

適用対象に次の場合を加える。

特定の民間再開発事業の用に供するために土地等を譲渡した場合

第一種市街地再開発事業の用に供するために土地等が当該事業の施行者に買い取られる場合

(注) 上記の改正は、昭和 63 年 4 月 1 日以後に行う譲渡による長期譲渡所得について適用する。

2 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例の改正

(1) 父母又は祖父母から相続又は遺贈により取得したその者の居住用家屋及びその敷地で、30 年以上の期間にわたってその者の居住の用に供していたものを譲渡した場合の長期譲渡所得については、居住用財産の買換え(交換)の特例を存置する。

(2) 所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得((1)の特例の適用を受けるものを除く。)については、居住用財産の買換え(交換)の特例に代えて、3,000 万円特別控除後の譲渡益に対し次の税率により所得税を課税する。

特別控除後の譲渡益 4,000 万円以下の部分	10%
特別控除後の譲渡益 4,000 万円超の部分	15%

(注) 上記の改正は、昭和 63 年 4 月 1 日以後に行う譲渡による長期譲渡所得について適用する。

3 集落地域整備法の制定に伴い、次の措置を講ずる。

(1) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の 500 万円特別控除の適用対象に、集落地域整備法に基づく交換分合により土地等を取得しなかつたことに伴い清算金を取得した場合を加える。

(2) 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例の適用対象に、集落地域整備法に基づく交換分合により土地等を取得した場合を加える。

(3) 交換分合により農業振興地域内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用対象に、集落地域整備法に基づく交換分合により農用地を取得した場合を加える。

二 住 宅 税 制

住宅取得促進税制について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

- (1) 公的な借入金等について、その年末残高の全額（現行2分の1）を控除対象とする。
- (2) 適用対象者の所得要件を3,000万円以下（現行1,000万円以下）に引き上げる。
- (3) 適用対象となる住宅の床面積要件の上限（現行200㎡）を撤廃する。
- (4) 適用対象となる借入金等の範囲に、次の借入金等を加える。

自己の居住の用に供している住宅の増築、改築等のための支出（その額が200万円を超える場合に限る。）
に充てるために借り入れた償還期間10年以上の借入金

（注）増築、改築等を行った後の住宅の床面積が40㎡以上であることを要件とする。

公共法人等に勤務する給与所得者の福利厚生に関する業務を行う一定の法人から借り入れた償還期間10年以上の借入金

年金福祉事業団が貸付けを行った資金に係る事業主等からの賦払債務を承継した場合の賦払期間10年以上の残債務

（注）上記の改正は、昭和63年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合について適用する。

三 石 油 税

昭和63年度における石油税の税負担の安定を図りつつ、石油及び石油代替エネルギー対策財源を安定的に確保する観点から、租税特別措置法により課税方式を従量税化するとともに、税率を次のとおり改める。

	現 行	改正案
原油及び輸入石油製品	4.7%	2,040 円 / k
輸入 LPG	1.2%	670 円 / t
国産天然ガス及び輸入 LNG	1.2%	720 円 / t

（注）上記の改正は、昭和63年8月1日から実施する。

四 租税特別措置

1 地域活性化等

- (1) 地域産業高次機能集積促進法（仮称）の制定に伴い、特定の産業支援サービスに属する事業を営む法人が同法の計画に定められた集積促進地域内に新設した機械等について、一定の要件の下に、取得価額の100分の30（建物等は100分の15）の特別償却を認める措置を講ずる。
- (2) 民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却制度について、対象となる施設に国際交流研修施設等を追加するとともに、その適用期限を2年延長する。

2 租税特別措置の整理合理化等

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

(1) 租税特別措置の廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

エネルギー基盤高度化設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

省エネルギー・石油代替エネルギー利用設備の特別償却

中小企業技術開発用機械の特別償却

特定船舶製造業安定事業協会の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

(2) 租税特別措置の縮減合理化等

税額控除

基盤技術研究開発促進税制について、対象となる設備の範囲の縮減を行う。

特別償却制度等

- イ 中小企業新技術体化投資促進税制について、適用対象となる設備の取得価額の最低限度を 160 万円(現行 140 万円)に引き上げた上、対象となる設備の範囲の見直しを行うとともに、その適用期限を 2 年延長する。
- ロ 公害防止用設備の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 21 (現行 100 分の 22) に引き下げた上、対象となる設備の範囲を拡充する。
- ハ 電線類地中化設備の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 15 (現行 100 分の 16) に引き下げる。
- ニ 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却制度について、対象事業の範囲の縮減を行う。
- ホ 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却制度について、割増率を 100 分の 22 (現行 100 分の 24) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ヘ 特定備蓄施設等の割増償却制度について、倉庫用建物及び穀物用サイロに係る割増率を 100 分の 22 (現行 100 分の 24) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ト 中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却制度について、償却割合を機械等にあつては 100 分の 19 (現行 100 分の 21) に、福利厚生用建物等にあつては 100 分の 15 (現行 100 分の 16) に引き下げる。
- チ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、適用対象となる負担金等の範囲の縮減を行う。
- リ 登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例制度について、適用対象となる資産の見直しを行う。

準備金等

- イ プログラム等準備金制度について、プログラムの補修に要する費用に充てるための積立てを廃止した上、一定の要件の下に、特定の情報処理システムの補修に要する費用に充てるための積立てを認める。
- ロ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度について、圧縮記帳の対象となる固定資産の範囲の縮減を行う。

登録免許税の特例

- イ 国有農地等の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、農地法第 36 条の規定により土地の売渡しを受けた場合の所有権の移転登記に対する軽減税率を 1,000 分の 12 (現行 1,000 分の 9) に、農地法第 61 条又は第 74 条の 2 の規定により土地の売渡し又は譲与を受けた場合の所有権の移転登記に対する軽減税率を 1,000 分の 16 (現行 1,000 分の 12) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ロ 交換分合により農業振興地域内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 25 (現行 1,000 分の 20) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ハ 特定の外航船舶等の所有権の保存登記等に対する税率の軽減措置について、適用対象となる船舶の範囲の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

3 たばこ消費税の特例

たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を 1 年延長する。その際、専売納付金制度下において 3 級品とされていた紙巻たばこ、パイプたばこ及び葉巻たばこについては、その税率を 1,000 本又は 1 キログラムにつき 225 円、刻みたばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこについては、その税率を 1 キログラムにつき 113 円引き下げる。

4 自動車関係諸税の特例

揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を 5 年延長する。

5 そ の 他

- (1) 海外転勤者についての勤労者財産形成住宅(年金) 貯蓄の利子所得等の非課税制度の継続適用期間を 5 年(現行 3 年) とする。
- (2) 民間国外債の利子、発行差金の非課税制度の対象となる債券を発行日から最終償還日までの期間が 4 年以上(現行 5 年以上) のものとする。

- (3) 定期積金の給付補てん金等に係る支払調書の提出について、利子所得と同様の特例制度を設ける。
- (4) みなし法人課税制度について、一定の要件の下に再選択をすることができることとした上、その適用期限を5年延長する。
- (5) 外国船に係る特定の裸用船料について、一定の要件の下に所得税の源泉徴収を適用しないこととする。
- (6) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度について、基盤技術研究促進センター、生物系特定産業技術研究推進機構又は医薬品副作用被害救済・研究振興基金が出資する特定の試験研究会社に対する民間企業の出資につき、一定の要件の下にその100分の20相当額を試験研究費の額に加算する措置を講ずるとともに、その適用期限を2年延長する。
- (7) エネルギーの基盤強化に資する減価償却資産について、一定の要件の下に取得価額の100分の30の特別償却制度と取得価額の100分の7の特別税額控除制度（当期の税額の100分の20相当額を限度とする。）とのいずれかの選択を認めるエネルギー社会経済基盤投資促進税制を創設する。この場合、海外の生産油田に係る鉱業権等にあつては償却割合100分の15、税額控除割合100分の3.5とし、輸入機器にあつては償却割合100分の36、税額控除割合100分の8.4とする。
- (8) 中小企業融合化開発促進臨時措置法（仮称）の制定に伴い、次の措置を講ずる。
- 試験研究に係る計画を実施する協同組合等が構成員に賦課する負担金について、特別償却を認めるとともに、増加試験研究費の税額控除制度の対象に加え、協同組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳の対象とする。
- 現行の中小企業構造改善準備金制度に準じた開発・事業化のための準備金制度を創設する等の措置を講ずる。
- (9) 中小企業等基盤強化税制について、対象となる事業の範囲に有線テレビジョン放送業を加えるとともに、対象となる資産の範囲に情報サービス業者の特定の電子計算機関連設備を加える。
- (10) 医療用機器の特別償却制度について、既存の病院等に設置する特定の防火施設につき、取得価額の100分の8の特別償却を認める。
- (11) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象とする精神薄弱者を判定する機関に障害者職業センターを加える。
- (12) 特定の基金に対する負担金の損金算入の特例制度について、対象となる業務の範囲に地域の中小企業の情報化に資する業務を加える。
- (13) 特定の資産の買換え等の場合の課税の特例制度について、特例の対象となる誘致区域に公害防止事業団法に基づく集団化事業に係る区域を追加する。
- (14) 欠損金の繰越控除の一部停止措置及び欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置を期限の到来とともに廃止する。
- (15) 事業協同組合等が公害防止事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用要件を緩和した上、その適用期限を2年延長する。
- (16) 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の規定に基づき、民間都市開発事業として特定法人が取得する公共施設の用に供する土地で、地方公共団体に無償譲渡されるものに係る所有権の移転登記に対する登録免許税について、一定の要件の下に免税とする措置を講ずる。
- (17) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の規定に基づき、公的医療機関の開設者等が移譲等を受けた国立病院等に係る不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税について、一定の要件の下に免税とする措置を講ずる。
- (18) 特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置について、その適用期限を5年延長する。
- (19) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。
- 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税
給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例
山林を現物出資した場合の所得税の納期限の特例
低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却
農村地域工業導入地区における工業用機械等の特別償却

半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却

海外投資等損失準備金

中小企業構造改善等準備金（中小企業構造改善準備金，下請中小企業振興準備金，伝統的工芸品産業振興準備金）

金属鉱業等鉱害防止準備金

海洋油田・ガス田廃鉱準備金

特定都市鉄道整備準備金

商品取引責任準備金

証券取引責任準備金

中小企業の貸倒引当金の特例

技術等海外取引に係る所得の特別控除

住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例

農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

森林整備法人が分収育林契約に係る土地につき受ける地上権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減

時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減

中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

㉑ 卸売市場法の規定に基づく認定等によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減

㉒ 民間事業者の能力の活用により整備される特定の係留施設に係る土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の免税

㉓ 特定の輸入石油製品等に係る石油税の免税

（20）次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

沖縄電力株式会社の登記に対する登録免許税の税率の軽減

携帯輸入する紙巻たばこに対するたばこ消費税の税率の特例

チョコレート菓子及びビスケット等の原料として消費される第二種の砂糖に対する砂糖消費税の還付

五 そ の 他

1 次の法人を試験研究法人等の範囲に加える。

（1）医薬品副作用被害救済・研究振興基金

（2）各種の学術分野にわたり優秀な学術研究に対し助成することを主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの

（3）海外における我が国についての理解の増進に資する特定の業務を行うことを主たる目的とする法人及びこれらの業務に対する助成を主たる目的とする法人

（4）水難による人命の救済を主たる目的とする法人でその業務が全国の区域に及ぶもの

2 減価償却資産の耐用年数について，所要の見直しを行う。

3 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に，海外における我が国についての理解の増進に資する特定の業務を行うことを主たる目的とする公益法人及びこれらの業務に対する助成を主たる目的とする公益法人を加える。

4 日本国有鉄道清算事業団が法律の規定により政府に譲渡する帝都高速度交通営団の出資持分については，有価証券取引税を非課税とする。

六 その他所要の税制の整備を行う。

七 酒税改正の基本方針

酒税については、税制全般の抜本的改革の一環として改正を行うこととするが、その場合、次に掲げる基本的な方針に沿って行うこととし、その具体的改正内容等について速やかに検討を加え、早急に結論を得ることとする。

- (1) 従価税を廃止する。
- (2) ウイスキー類の級別制度を廃止し、現行の特級、1 級及び 2 級の税率を一本化する。
- (3) 果実酒類及びリキュール類等のエクス分等による税率適用区分の見直しを行う。
- (4) しょうちゅうの税率を引き上げる等により、蒸留酒間の税率格差を縮小する。
- (5) 抜本的税制改革の一環としての間接税制度の改正に伴い、清酒の級別制度の見直しを含め、各種酒類間の税負担格差の縮小に配慮しつつ、負担調整を行う方向で検討する。

(備 考)

以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表) 昭和 63 年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位億円)

改 正 事 項	初 年 度	平 年 度
1. 住宅・土地税制の見直し		
(1) 住宅取得促進税制の拡充	430	2,150
(2) 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例の見直し	40	50
計	390	2,100
2. 石油税の増収措置	1,290	2,710
3. 法人税の欠損金の繰戻還付・繰越控除の適用停止の廃止	3,120	-
4. 租税特別措置の整理合理化等	40	230
5. その他	60	90
合 計	2,240	750

(参考)表1 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率	
		国 税	地方税	計	国 税	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
昭和9～11年度.....	14,372	1,226	629	1,855	8.5	12.9
	億円	億円	億円	億円		
24.....	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	28.4
25.....	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
30.....	72,985	9,363	3,815	13,178	12.8	18.1
35.....	132,691	18,010	7,442	25,452	13.6	19.2
36.....	157,551	22,269	9,065	31,334	14.1	19.9
37.....	177,298	23,897	10,567	34,464	13.5	19.4
38.....	206,271	27,306	12,129	39,435	13.2	19.1
39.....	233,904	31,592	13,996	45,588	13.5	19.5
40.....	263,804	32,785	15,494	48,279	12.4	18.3
41.....	310,917	36,630	17,686	54,316	11.8	17.5
42.....	369,114	43,946	21,495	65,441	11.9	17.7
43.....	428,291	53,220	25,801	79,021	12.4	18.5
44.....	514,224	64,532	30,902	95,434	12.5	18.6
45.....	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9
46.....	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	19.2
47.....	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	19.8
48.....	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	21.4
49.....	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	21.3
50.....	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3
51.....	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	18.8
52.....	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)	(19.3)
53.....	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	20.6
54.....	1,822,069	249,566	140,315	389,881	13.7	21.4
55.....	1,993,352	283,688	158,938	442,626	14.2	22.2
56.....	2,081,566	304,551	173,255	477,806	14.6	23.0
57.....	2,168,591	320,031	186,286	506,317	14.8	23.3
58.....	2,281,188	341,621	198,413	540,034	15.0	23.7
59.....	2,398,107	367,748	214,939	582,687	15.3	24.3
60.....	2,545,192	391,502	233,165	624,667	15.4	24.5
61.....	2,648,530	428,510	246,282	674,792	16.2	25.5
62 補正後.....	2,756,000	440,696	269,754	710,450	16.0	25.8
63 予 算.....	2,882,000	464,112	272,063	736,175	16.1	25.5

(備考) 1. 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、昭和61年度までは決算額、62年度は補正(第2号)後予算額、63年度は予算額によった。なお、53年度のかっこ内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

2. 地方税は昭和61年度までは決算額、62年度及び63年度は見込額である。

表 2 直接税及び間接税の比率

年 度	総 額	比 率	直 接 税		間接税等	
			比 率	比 率	比 率	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 9 ～ 11年度.....	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
24.....	6,361	100	3,444	54.1	2,917	45.9
25.....	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30.....	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35.....	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
36.....	22,269	100	12,277	55.1	9,922	44.9
37.....	23,897	100	13,815	57.8	10,082	42.2
38.....	27,306	100	15,826	58.0	11,480	42.0
39.....	31,592	100	18,467	58.5	13,125	41.5
40.....	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
41.....	36,630	100	21,718	59.3	14,912	40.7
42.....	43,946	100	26,624	60.6	17,322	39.4
43.....	53,220	100	32,826	61.7	20,394	38.3
44.....	64,532	100	41,174	63.8	23,358	36.2
45.....	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
46.....	84,426	100	56,559	67.0	27,867	33.0
47.....	103,977	100	70,403	67.7	33,574	32.3
48.....	140,473	100	101,609	72.3	38,864	27.7
49.....	157,544	100	116,497	73.9	41,047	26.1
50.....	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
51.....	168,020	100	113,509	67.6	54,511	32.4
52.....	184,341	100	124,985	67.8	59,356	32.2
	(208,721)	(100)	(140,325)	(67.2)	(68,396)	(32.8)
53.....	232,239	100	160,888	69.3	71,351	30.7
54.....	249,566	100	170,827	68.4	78,739	31.6
55.....	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
56.....	304,551	100	213,550	70.1	91,001	29.9
57.....	320,031	100	226,446	70.8	93,585	29.2
58.....	341,621	100	242,535	71.0	99,086	29.0
59.....	367,748	100	262,813	71.5	104,935	28.5
60.....	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
61.....	428,510	100	313,144	73.1	115,366	26.9
62 補正後.....	440,696	100	317,030	71.9	123,666	28.1
63 予 算.....	464,112	100	334,880	72.2	129,232	27.8

(備考) 1. 本表は国税について作成したものであり、その範囲等については前掲 1 表備考 1 参照。

2. 直接税，間接税等の区分は下記による。

直 接 税 所得税，法人税，会社臨時特別税，相続税，富裕税，再評価税，地租，営業収益税，資本利子税，鉱業税，臨時利得税，旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの

表 3 主要経済指標の見通し

1 国民総生産	61年度 (実績)	62年度 (実績見込み)	63年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				62年度	63年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
民間最終消費支出	193.1	201.2	211.5	4.2	5.1
民間住宅	16.2	19.4	20.0	19.9	3.1
民間企業設備	53.8	56.4	62.0	4.8	10.0
民間在庫品増加	0.5	0.8	1.4	47.5	72.2
政府支出	55.7	58.9	60.2	5.7	2.2
最終消費支出	32.8	33.9	35.0	3.4	3.3
固定資本形成	22.4	24.9	25.1	11.3	0.8
輸出と海外からの所得	43.1	43.9	45.9	1.8	4.6
(控除)輸入と海外への所得	27.7	32.1	35.6	15.9	11.0
国民総生産	334.7	348.4	365.2	4.1	4.8
(同・実質)	-	-	-	3.7	3.8

2 労働・雇用	61年度 (実績)	62年度 (実績見込み)	63年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				62年度	63年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
総人口	12,161	12,220	12,280	0.5	0.5
15歳以上人口	9,620	9,750	9,875	1.4	1.3
労働力人口	6,031	6,090	6,145	1.0	0.9
就業者総数	5,860	5,920	5,980	1.0	1.0
雇用者総数	4,382	4,445	4,510	1.4	1.5

3 生産活動	62年度 (実績見込み)	63年度 (見通し)	4 物価	62年度 (実績見込み)	63年度 (見通し)
	%程度	%程度		%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	6.6	7.6	総合卸売物価指数・騰落率	1.7	0.3
農林漁業生産指数・増減率	1.3	0.2	消費者物価指数・騰落率	0.7	1.3
国内貨物輸送(トン・キロ)・増減率	2.8	2.5			
国内旅客輸送(人・キロ)・増減率	2.6	2.7			

5 国際収支	61年度 (実績)	62年度 (実績見込み)	63年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				62年度	63年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
経常収支	15.1	11.5	9.6	-	-
貿易収支	16.2	12.9	10.8	-	-
輸出	33.8	32.2	32.1	4.7	0.3
輸入	17.5	19.3	21.3	10.3	10.4

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、「昭和63年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(昭和63年1月25日閣議決定)において表明されている経済運営の下で想定された昭和63年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。